

## ヒロセ電機グループ紛争鉱物対応方針

ヒロセ電機グループは、コンゴ民主共和国（DRC）及びその周辺国から産出される鉱物が、人権侵害や環境破壊・紛争を起こしている武装集団の資金源となり、その活動を助長している可能性があることに懸念を持っています。

そのため米国金融規制改革法 1502 条で指定された 4 鉱物（金、タンタル、タングステン、錫）については、それらの調達活動を通して紛争を助長することが無いように、「製品に武装勢力の資金源になっている鉱物（紛争鉱物）が含まれていることを認識しながらこれらの調達を行わないこと」を取組方針とします。

また方針の遵守を徹底するため、ヒロセ電機グループはサプライチェーン上の鉱物の原産国および流通過程に関するデュー・デリジェンスの実行において「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンスガイダンス」に従って取り組みます。

製品に含まれる 4 鉱物が DRC および周辺諸国の紛争に加担することなく、かつ当該国からの輸出を制限することにつながらないよう留意します。

ヒロセ電機グループは上記方針に沿って、次の取り組みを続けます。

1. ヒロセ電機グループのサプライヤーに対して、ヒロセ電機グループにおける紛争鉱物に対する取組方針を説明するとともに、「紛争鉱物報告テンプレート（EICC/GeSI）」を用いて調査を行い、紛争鉱物の使用状況や精錬業者を明確にします。
2. ヒロセ電機グループは、CFSI (Conflict-Free Sourcing Initiatives) が取り組んでいる CFS 認証プログラムで認証された精錬業者のみからの鉱物調達を実現するために、サプライヤーチェーンを通じて、使用している全精錬業者が CFS に認証されるように働きかけを行います。
3. 今後、紛争鉱物を排除する方法として、さらに効果的な方法が導入された場合はサプライヤーの皆様とともに積極的に採用します。